



信金中央金庫

SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No. 2022-92

(2022. 11. 15)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

注目を浴び始めた「生物多様性」

わらしな
薫品 和寿

ポイント

- 国際統合報告フレームワークにおいて生物多様性を含む自然資本が含まれる等、外部環境が変化する中、生物多様性への取組みは、三井住友トラストグループをはじめわが国の金融業界でも注目を浴び始め、金融機関がサステナビリティ経営を実践していく上で重要な要素となりつつある。
- 愛知目標（2010年）で掲げられた20の個別目標が、2020年までに一つも完全に達成できなかった中、2021年10月のCBD COP15 第一部（開催国：中国・昆明）では、「ポスト2020生物多様性枠組み」の採択に向けた決意表明の位置付けで、昆明宣言が採択された。2022年11月に開催されている第27回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP27、開催国：エジプト、シャルム・エル・シェイク）での生物多様性に関する議論や、2022年12月に開催予定のCBD COP15 第二部を含めて、今後の議論の行方が注目される。
- 生物多様性と自然資本を巡る動きでは、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）による産業への影響が考えられるため、最終版フレームワークが公表される2023年9月に向けて、TNFDの動向を引き続き注視していくことが求められよう。

1. 注目を浴び始めた生物多様性

国際統合報告評議会（IIRC）は、2020年5月に、国際統合報告フレームワークの改訂版を公表した。本フレームワークでは、企業の資本として、「財務資本」、「製造資本¹」、「知的資本²」、「人的資本³」、「社会・関係資本⁴」、「自然資本⁵」が挙げられている。また、企業の価値創造プロセスとして、図表1が示されている。

このように、生物多様性を含む「自然資本」が、国際統合報告フレームワークの一つに含まれたことは、企業経営から一定の距離を置かれていた生物多様性等が「市民権を得た」出来事といえよう。白井（2022）は、「…今後は、日本を含む世界の企業に対して、経営の中に自然資本の管理を取り入れ、「自然資本が財務に及ぼす影響」と「企業のビジネスが自然資本に及ぼす影響」の両方への理解を深め影響を測定して対応するよう要請が強まっていくと予想される。」としており、今後、企業経営における生物多様性への対応の重要性は高まっていくだろう。また、生物多様性への取組みは、三井住友トラストグループをはじめわが国の金融業界でも注目を浴び始めており、金融機関がサステナビリティ経営を実践していく上で重要な要素となろう。

¹ 製品の生産またはサービス提供にあたって組織が利用できる製造物（建物、設備等）

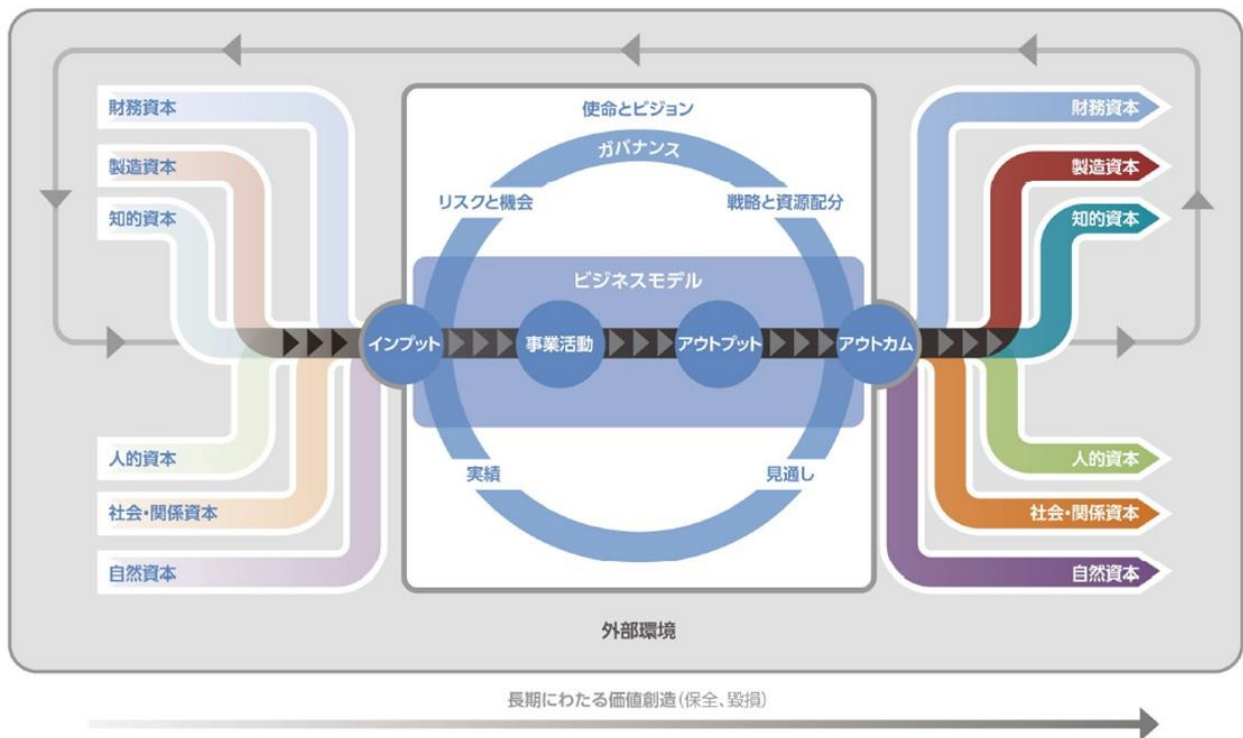
² 組織的な、知識ベースの無形資産（特許、著作権等）

³ 人々の能力、経験およびイノベーションへの意欲（組織ガバナンス・フレームワーク等）

⁴ 個々のコミュニティ、ステークホルダー・グループ、その他のネットワーク間またはそれら内部の機関や関係、および個別的・集約的幸福を高めるために情報を共有する能力（共有された規範、共通の価値や行動等）

⁵ 組織の過去、現在、将来の成功の基礎となるモノ・サービスを提供するすべての再生可能および再生不可能な環境資源およびプロセス（空気、水、土地、鉱物、森林、生物多様性等）

(図表 1) 価値創造プロセス



(出所) 国際統合報告評議会 (IIRC) 「国際統合報告フレームワーク 日本語訳」

なお、アクセンチュア (株) とWWF ジャパンとの共同調査に係る報告書「生物多様性とビジネス – 危機的現状とビジネスの可能性 –」によると、生物多様性とは、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」である。すなわち、生物多様性は、さまざまな種類の生き物がいること、さまざまな環境があること、さまざまな遺伝子があること等の多様性があること、そして、こうした多様性の中で直接的かつ間接的に支え合って生態系が構築されていることと言い換えられよう。

2. 「生物多様性」の潮流

生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES) が 2019 年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書⁶」では、主要なメッセージとして、以下の4つが掲げられている。

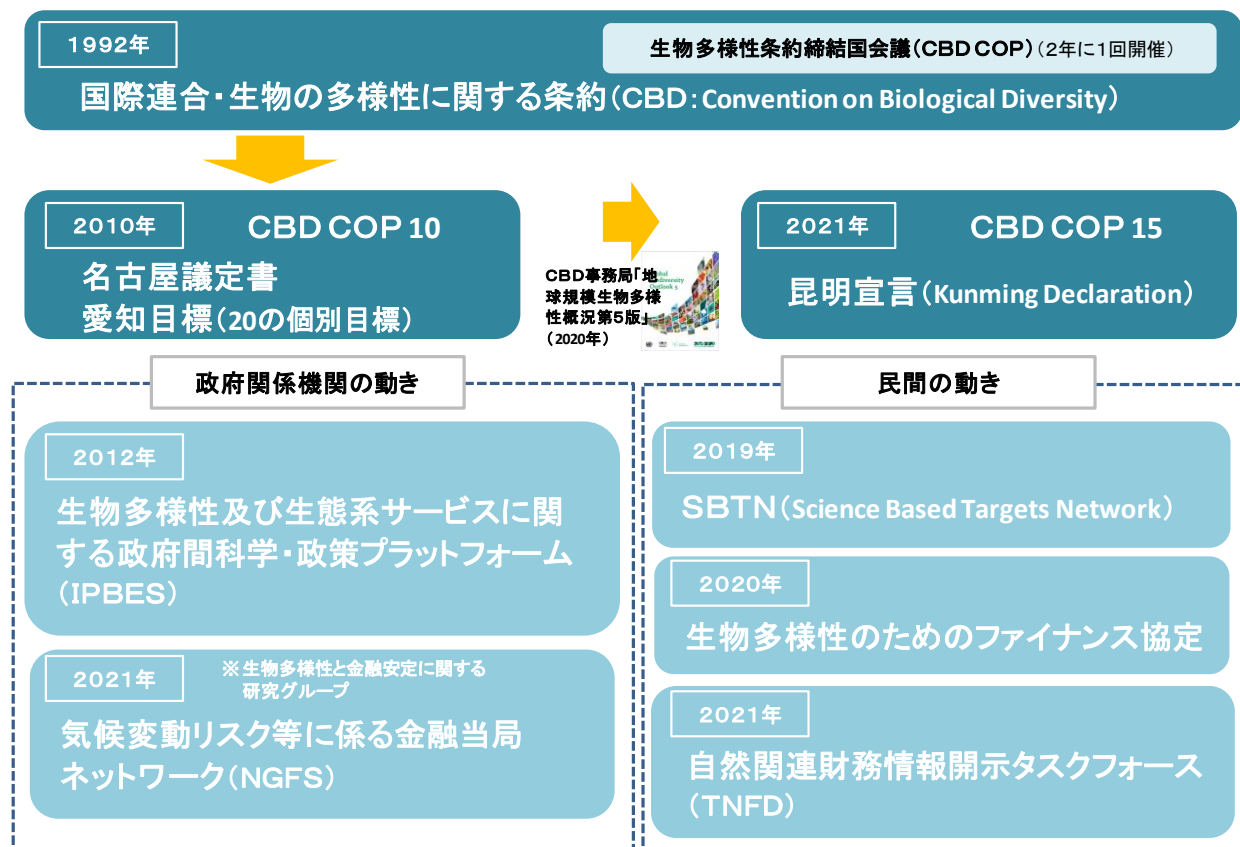
- A. 自然とその人々への重要な寄与 (生物多様性と生態系の機能やサービスとも表現される) は、世界的に悪化している。
- B. 直接的、間接的な変化要因が過去 50 年で増大している。
- C. 自然の保全と持続可能な利用、および持続可能な社会の実現に向けた目標は、このままでは達成できない。2030 年以降の目標の達成に向けて、経済、社会、政治、技術すべてにおける変革 (transformative change) が求められる。
- D. 自然の保全、再生、持続的可能な利用と世界的な社会目標は、社会変革に向けた緊急で協調した努力によって同時に達成することができる。

⁶ 日本語版は、(公財)地球環境戦略研究機関ホームページ (<https://www.iges.or.jp/jp/pub/ipbes-global-assessment-spm-j/ja>) を参照。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

また、世界経済フォーラム（WEF）は、2020年に公表の「Nature Risk Rising: Why the Crisis Engulfing Nature Matters for Business and the Economy⁷」において、世界のGDP全体の半分以上にあたる約44兆米ドルの経済価値創出が自然資本に依存しており、それ故に自然の破壊によるリスクにさらされていることを報告した⁸。すなわち、企業が「気候変動」との両輪で「生物多様性」の問題に取り組まないと、将来、自然資本の毀損が事業活動の制約要因になり得ることを意味しているといえよう。

（図表2）生物多様性の潮流



（備考）各種資料を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

生物多様性の潮流を俯瞰すると、図表2のとおりである。生物多様性を巡っては、1992年に、国際連合において、生物の多様性に関する条約⁹（生物多様性条約）が採択されている。本条約の目的は、第1条に明記されたとおり、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な（釣り合いのとれた）配分である。

本条約の採択後、2年に1回の頻度で、生物多様性条約締結国会議（CBD COP）が開催され、2010年のCBD COP10（開催国：日本、名古屋）では、上記の目的のうち③が、名古屋議定書として採択されている。また、①と②については、2050年までに「自然との共生」を達成することを長期ビジョンとして、2020年までの短期目標を掲げた「愛知目標」が採択された。しかし、生物多様性条約事務局が2020年に公表した「地球規模生物多様性概況 第5版¹⁰」は、愛知目標で

⁷ WEF ホームページ(http://www3.weforum.org/docs/WEF_New_Nature_Economy_Report_2020.pdf)を参照。

⁸ 8頁目に、「Our research shows that \$44 trillion of economic value generation – more than half of the world’s total GDP – is moderately or highly dependent on nature and its services and is therefore exposed to nature loss.」と明記されている。

⁹ 外務省ホームページ(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>)を参照。

¹⁰ 日本語版は、環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/press/109457.html>)を参照。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

掲げた 20 の個別目標が一つも完全に達成できなかったと明記しており、白井（2022）も「未達成に終わった愛知目標」と表現している。すなわち、①と②は、今後の大きな課題として残されたままである。

こうした中、2021年10月のCBD COP15 第一部（開催国：中国、昆明）では、「ポスト2020 生物多様性枠組み」の採択に向けた決意表明の位置付けで、昆明宣言¹¹が採択された。また、2022年11月に開催されている第27回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP27、開催国：エジプト、シャルム・エル・シェイク）では、気候変動と密接に結びつく生物多様性の問題も議論になっている。2022年12月に開催予定のCBD COP15 第二部を含めて、今後の議論の行方が注目される。

3. 今後はTNFDの動向にも注視

このように生物多様性への取組み強化に向けた議論が進む中、2021年6月に、気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）と類似した枠組みで、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が発足した。TNFDは、2022年3月に初版フレームワーク（v.0.1）を公表し、同年6月にはベータ版フレームワーク（v.0.2）を公表している。2022年11月および2023年2月の更新を経て、2023年9月に最終版フレームワークを発表する予定となっている。天木（2022）は、TNFDによる当面の産業への影響として、「…まずは自然環境に直接影響を及ぼす農林水産業や鉱業が制限の対象となり、関連企業は、トレーサビリティ確保も含め、使用する原材料の情報開示が求められるようになると考えられる。そして、森林から転換した農地や焼畑農法で生産された農産物を原料とする企業、例えば、食品や日用品のメーカー、そうした商品を扱う流通、外食、あるいは、肥料や農薬を供給する化学産業等への融資が制限されるだろう。」と分析している。また、金融庁が2022年7月に公表した「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書」では、「2（2）生物多様性と自然資本をめぐる動き」の中で、「…自然資本や生物多様性については、関係省庁と連携し、金融庁においても、リスクと機会の考え方の整理を行う国際的な議論の場や、開示を取り扱うTNFDフォーラム等に参加し、各国当局と共に知見の蓄積を進めるべきである。」ということが明記されている。最終版フレームワークが公表される2023年9月に向けて、引き続きTNFDの動向を注視していくことが求められよう。

以上

<参考文献>

- ・ 白井さゆり(2022年)『SDGsファイナンス』日経プレミアシリーズ
- ・ 天木美波(2022年4月)「生物多様性を巡る金融機関の役割 -企業行動の変容を促す融資制限、影響は幅広い産業へ-」三井物産戦略研究所 産業情報部 産業企画室
- ・ 金融庁(2022年7月)「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書 -持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム-」
- ・ アクセンチュア(株)／WWFジャパン(2022年7月)「生物多様性とビジネス -危機的現状とビジネスの可能性-」
- ・ 坂野俊哉、磯貝友紀、服部徹(2022年9月)「TNFD、ベータ版フレームワーク(v0.2)を公開 -v0.1からの更新・新規追加ポイントを解説-」PwC Japan合同会社

¹¹ 日本語訳は、環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/content/900518065.pdf>)を参照。